項目１及び２について

退職手当の支給割合の改正については、国において、平成28年民間企業退職金実態調査の結果を踏まえ、退職手当支給水準の官民較差を解消するため、平成30年1月1日より退職手当の支給水準を引き下げることとしたところです。

　府職員の退職手当制度の基本は国に準ずることとしていることから、ご要求に応ずることは困難です。